

第4回研究開発法人における業務運営の課題に関する検討会

(検討概要)

1. 日時 令和元年5月15日(水) 15:57~18:10
2. 場所 内閣府 合同庁舎8号館6階632A会議室
3. 出席者 有川博委員(愛国学園大学)、尾道一哉委員(味の素株式会社)
檜谷隆夫委員(公認会計士・税理士)、小林直人委員(早稲田大学)
柳審議官、横井参事官(以上、内閣府)
吉開審議官、神谷管理官(以上、総務省)

4. 検討概要

特例随意契約(以下「特例随契」という。)制度の概要、特例随契制度の利用を最初に開始した産業技術総合研究所における実績及び制度の見直しに係る論点(上限額の引き上げ・適用法人の拡大・特例随契の適用条件の改正)等について、内閣府及び総務省から説明が行われた後、出席者の間で質疑応答を行った。質疑応答で出された以下の指摘を踏まえ、次回以降引き続き検討することとなった。

- 研究開発の特性を踏まえた調達迅速化を目的として平成29年に創設された特例随契制度の効果をより定量的に説明すべき。また、ガバナンス強化措置及び特例随契の適用条件の履行・遵守状況についても実態をより明確にすることが求められる。
- 見直しに係る論点の検討に当たっては、特に産業技術総合研究所に関して、以下の点を中心に詳しく確認する必要がある。
 - ・ 競争入札から特例随意契約への移行による、研究者及び事務職員双方の定量的な負担軽減効果
 - ・ ガバナンス強化措置及び特例随契の適用条件について、法人における制度化(規程)、運用及び担保措置(モニタリング等)の実態

【参考：現行の特例随契制度の概要】

- ・ 独立行政法人における随意契約（少額随意契約）の上限額は、国と同一（物品買入の場合160万円）とされている中、研究開発の特性を踏まえた迅速かつ効果的な調達ができるように、平成29年に創設。
- ・ 特定国立研究開発法人※における研究開発に直接関連する予定価格500万円以下の物品・役務調達について、特例随契制度に基づき随意契約が可能。
- ・ 特例随契制度の適用に当たっては、不正防止や競争性・透明性確保のため、特例随契以外の契約も含めた全契約に関するガバナンス強化措置（契約担当事務職員が契約の発注及び検収を行うこと等）を求めるとともに、特例随契の適用条件（関係法人以外との契約であること等）を設定。

※ 独立行政法人通則法に規定する「国立研究開発法人」のうち、当該法人に係る研究開発等の実績及び体制を総合的に勘案して世界最高水準の研究開発の成果の創出が相当程度見込まれるものとして、特別措置法により指定されたもの。現在は3法人。

以上